

◎新潟県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年3月22日

新潟県新潟地域振興局長

1 退 任

理事 新潟市江南区酒屋町871番地3

伊田 政一

退任年月日 平成28年3月7日